

# 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第5期第4回豊島区障害者地域支援協議会
事務局（担当課）		障害福祉課
開催日時		平成29年3月23日（木）午後6時30分～8時30分
開催場所		豊島区役所本庁舎 5階 509・510会議室
議 題		(1) 会議録の確認について (2) 専門部会からの報告について ①相談支援部会 ②就労支援部会・企業向け認証制度について (3) 平成29年度地域支援協議会スケジュールについて (4) 豊島区民社会福祉協議会 福祉なんでも相談窓口について (5) 東部・西部障害支援センター 業務の拡大及び一部変更について (6) 意見交換 (7) その他
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数3人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	田中 英樹、城田 晴男、安井 敦子、徳光 昌代、近藤 友克、 近藤 淳、初瀬 勇輔、木村 泉、儀武 直樹、田中 道子、 小林 純子
	オブザーバー	池袋保健所健康推進課精神保健担当係長 障害福祉課心身障害者福祉センター所長 障害福祉課障害者在宅支援グループ係長
	事 務 局	障害福祉課長、障害福祉担当係長、障害福祉課主事

(1) 会議録の確認について

前回の会議録の確認。承認される。

(2) 専門部会からの報告について

①相談支援部会

相談支援部会部会長より資料第2号・第3-1号・第3-2号に基づき報告。

【報告】

●地域とのつながり（民生委員・児童委員）

- ・10月に実施した高田地区民生委員との交流会より、民生委員が直接事業所と繋がる事はハードルが高い、という意見が多く出た。
- ・早ければ、6月に民生児童委員協議会の障がい福祉部会と相談支援部会とが直接話す機会を設け、繋がりを持ちたい。
- ・当事者の方は、地域と繋がる事を求めないケースもある。

●支援者間のつながり（事業所研修会）

- ・相談が切れないための、支援者間のつながりの構築を目的として、障害種別の枠を超えて支援者同士が集まる機会の一つの形として、2月22日に事業所研修会を実施した。

【質疑応答】

●地域とのつながり

- ・相談支援部会では、地域とのつながりとして民生委員との繋がりを深めている。これに関連して、各事業所では理事会や運営委員会等を設けているが、その中でどの位関わりがあるのかということは、事務局で把握しているのか。
- 民生委員が第三者委員という形で入っていることはあるだろうが、具体的な数や役職については区では把握していない。
- 運営委員会や評議委員については、法人全体の話になるため、区や民生委員という形の域ではない。現在事業所で実施している事は、事業所で実施する式典やイベントの御案内を行い、来ていただく、中身を知っていただく、見てもらう、というレベルであって、何か共通にお互いの検討をして、意見を交わし合うような形ではない。
- 事業所に民生委員が出入りしている事もあるが、それは民生委員の立場ではなく、個人としてボランティアのため出入りしているようである。

●支援者間のつながり

- ・研修会に参加して  
事業所や障害種別を超え、様々な計画づくりに触れ、とても勉強になった。また、スキルアップのための研修を事業所内部で実施しようとしても、日々の業務に追われ難しい。他事業所や他障害の方と情報交換できる機会は非常に有りがたい。是非来年度も継続していただけると良い。

→今回は、共通した課題や興味を持つことができ、かつ面接技法や対人援助まで話題が広がり過ぎないところで、テーマを個別支援“計画”と設定した。それぞれの計画の立て方や視点、居住系の視点とか、身体的生活介護の視点、期間が短い中での就労移行や地域移行など、それらの視点や見え方が全て異なっていた事がすごく面白かった。また第1部の講義の流れを受けてグループディスカッションを行った事で、計画は誰のため、何のため作るかをしっかりと議論することができた。研修会後の懇親会でも自主的に名刺交換や情報交換があり、繋がりが生まれた。今後どのような仕掛けで交流の機会を継続できるか考えていきたい。

- 平成28年度に、事業所間の有志3社で講演会や研修を実施したことがあり、その中には虐待防止センターとの共催や、一般に対象を広げた形のものもあった。これらと相談支援部会の研修会が一致するかどうかかわからないが、相談支援部会の研修は、どのような位置付けで、内容は相談支援に限定しているのか。

→基本的には、相談支援部会として実施する研修という枠の中で、相談力の向上・繋がりの構築・知識の取得を目標としているが、まずは事業所の繋がり構築から取り組んでいる。来年度予定している7月、11月、3月は、事業所職員へ向けたものを中心に考えている。しかし検討を進める中で、場合によっては職員に留まらない区民も含めた形の企画に広がる可能性はある。

## ②就労支援部会

就労支援部会部会長・副部会長より資料第4号・第5-1号・第5-2号に基づき報告。

### 【報告】

#### ●超短時間雇用について

1月26日（木）に講演会・2月22日（水）に部会を実施。

- 平成29年度の就労支援部会の取組みについて、29年度が第5期の中間年となって、各事項を具体化していく1年としたい。具体的には、超短時間雇用、企業認証制度、福祉的就労、この3つを柱として、特に、新規事業の超短時間雇用と企業の認証制度については、重点的に取り組んでいきたい。
- 超短時間雇用については、29年度に企業へのニーズを調査するアンケートを実施したい。ニーズがあれば、29年～30年度で検討・試験実施、31年の事業化に向けて、というスケジュールで進めていきたい。
- 企業認証については、事例収集として実現していく。基準等について、これまでの部会等でのご意見を盛り込んだ要綱等を作成し、詳細を詰めていく。
- 福祉的就労について、受注担当者連絡会等で作業所一覧パンフレットの校正も検討していきたい。

## 【質疑応答】

・さまざまな課題はあるが、豊島区で新しいモデルができていくと良いが、今後の展開はどのようなになりうるだろうか。

→超短時間雇用に取り組もうということで業務分析を依頼した企業の方が、彼は毎日会社で何をやって、どんな動きをしているのかというところが見えるのが一番よかったという報告が上がっているようで、業務分析をするということが、特に中小企業だと中々着手できていないことが多いので、企業の利益にも直結するだろう。

その中で、本当に会社の中で、例えば清掃で1時間だけ来てもらうというのを毎日続けるだけで、トータルすると月に20時間、障害者雇用をやっている事にはなるので、そのような雇用が進む可能性はあるのではないかと。地域全体で障害のある方をたくさん、数時間ずつでも雇用していくというのは、これ自体はお金もかからず進めやすい気がする。

→実はこれは前からある就労の形でもある。クラブハウスモデルでは以前から行っていて、ソウルのクラブハウスでは切り出してきた仕事の方だけ派遣をするという形で、本当にスポット的な労働、例えば棚卸しのときなどは、3時間、4時間、お手伝いに4人来てくださいという形で、日本でも恐らく幾つかの地域であるだろう。実現していくとなれば、生活困窮者の自立支援事業等、就労困難者全体を含めての議論になるだろう。

・超短時間労働について、先日参加した別の会で、今後30年度か31年度あたりに向けて、実際に事業を動かすような形で進めていく、といった具体的な話が出ていたが、実際そこまで進んでいるのか。

→近藤先生のお考えとしては、いずれ制度化していきたいという考えがあるので、きっとそれは色々な所で働き掛けがあるのだと思う。ソフトバンクさんの取り組みが記事になったり、川崎市や神戸などでも取り組まれているということで、いずれ制度化され、例えば会社で短時間労働の方をたくさん足して1人分という雇用にしていくことは、可能性としてあるのかなと思う。しかし現段階では、いずれ、平成30年、35年と言った先の話だろう。

・超短時間雇用の働き方は、例えば同じ会社の同じ部署で、午前はある方が働き、午後は別の方が働く、というように、同じ机などを共有するようなことがあるのか。

→会社によって対応は違うとは思いますが聞く限りでは、1部署に1人配属されているようである。ソフトバンクさんの事例では、そのようなことはされていないだろう。ただ、1つの机が週に1回、4時間ぐらいしか使われていないという状況は、会社としては行わず、午前と午後で分ける形は行われているだろう。実際様々な会社が、フリーアドレスで机を決めていないということも多いので、そういった意味では色々な働き方が可能だと思う。

・以前差別解消法に関する研修の中で、自閉症の方などが落ち着ける空間を作る、といった、障害に合わせてそれぞれの働く環境を整える、というお話があったので、この様に多くの方が出入りしていると、その方に合った机の周りのお気に入りの環境の様なものが出勤毎

に変わり、働きにくい事もあるのではないかと感じた。

→発達障害などでは、視覚的な空間の領域が大事であり、障害特性に基づいた配慮は当然おこなうことになり、無差別にデスクワークで1つを全部が共有するという事にはならないだろう。

(3) 平成 29 年度地域支援協議会スケジュールについて

資料第 7 号に基づき事務局より報告

## 【報告】

・今年度第 1 回目は、各部会は、5 月に平成 29 年度の第 1 回を開催し、6 月に本協議会を開催予定。また部会については 5 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回、それを受け、本協議会については 6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回開催を予定している。

## 【質疑応答】

・部会・本協議会共に夜間の開催か。

→基本的には、協議会については午後 6 時 30 分～8 時 30 分で予定している。部会については、それぞれ部会で相談して決めていただく形としている。

(4) 豊島区民社会福祉協議会 福祉なんでも相談窓口について

豊島区民社会福祉協議会より資料第 8 号に基づき報告。

## 【質疑応答】

・対応が難しい相談や専門外の事項について、おそらく現段階では各法人自身のスキルによる部分が大きく、一度全て CSW や区役所に繋げることになるのではないかと、という声もあるが、区民の方やつながる先の事業所に対しての周知は行うのか。

→この様な事業を始めるにあたっては、広く周知する必要性はもちろんあり、つながる先となるであろう事業所や施設の方にしっかりと説明することでこそ、本当に必要としている方のところにも情報がいくと思う。

・区内の社会福祉法人全てでこの窓口と看板を設置するとあるが、窓口や看板の設置が難しい施設や法人等ではどのように対応されているのか。

→全ての社会福祉法人が参加しているかどうかについて、ほとんどが参加しているが、一部は準備中ですぐに参加できない所が 3 法人ほどあると聞いている。また法人の規模や持つ事業所の数によっても窓口の数が変わる。社協も基本的には CSW の区内 8 か所が相談窓口としている。また、窓口の連絡先としての電話を、法人のどの部署が担当するのか、相談員は誰が担当するのか等については法人毎の御判断に委ねている。

看板等について、基本的には縦型の開いたり閉じたりするタイプだが、保育園などについては、お子さんが転んだりして危ないのではないかと御意見もあり、ポスター型の窓に大きく貼るステッカーのようなものを採用する予定。

・相談を受けた場合、記録は残すのか。

→共通のフォーマットが用意されており、記録を残してつなぎ先にもお渡しする流れになっている。

・なんでも相談窓口のような取り組みは法改正を受けての取り組みであり、地域の公益活動・貢献活動としてスタートするもので、事業自体は、例えば法人の経済的な負担は余り掛からないと思う。この様な、社会福祉法人が共同で地域に公益的な活動をしていく取り組みで、将来的に別の事業の予定はあるか。

→現段階では予定していない。まず第一段として、なんでも相談窓口の取り組みから始める、ということで、ようやく事業化できたところである。

→恐らく法改正の趣旨から、将来的にはそこまで社会福祉法人には求められてくる課題であろうと思うので、次年度以降ぜひ検討していただきたい。

→法人によっては独自で社会貢献活動や公益活動などにすでに取り組んでいるところもあり、その活動をいかした形で広げ、共同・連携していくことも可能かなと思うので、また御意見をいただきたい。

(6) 東部・西部障害支援センター 業務の拡大及び一部変更について  
事務局より資料第9号に基づき報告。

## 【質疑応答】

・以前西部が担当していた地区が本庁舎の受け持ちになる、とのことだが、具体的にはどのような変更があるのか。

→現在、本課の障害者在宅支援グループと、東部障害支援センター、西部障害支援センターという3つのセンターがそれぞれ同じ機能（申請を受け付けて、認定調査を実施して、支給決定をして受給者証を送付する、という一連の流れ）をもっていたが、委託化に伴い、支給決定や認定調査等の判断を伴う業務は本課に集約させて、西部の窓口では主にサービスの申請だけを受け付け、その書類を本課へ送り、本課の職員が認定調査や支給決定を行う、という形に東西の障害支援センターが変わる。

・事業所から区役所への計画相談に関する書類等のやり取りはどのように変わるのか。

→事業所で既に計画を立てている方の場合、書類のやり取りは本課と行うことになる。新規で身体の方が計画を立てる場合、各事業所で計画を立てる場合は先述の流れであるが、西部で身体の方の計画相談を行うこともできる。西部は区民の方の申請を受け付ける窓口とし、計画相談に係わる業務のような一連の流れは、全て障害者在宅支援グループで行う。

・現在西部で使っている方には、通知が行くのか。

→資料第9号のチラシを送付する。

# 審 議 経 過

No. 6

・資料第9号に「2. 計画相談支援の開始」に「身体障害者が主な対象」とあるが、身体以外の方の計画も立てることはできるのか。  
 →現在、主に身体の方対象の事業所が1か所しかなく、5年前からも増えていない為、西部ではその部分を補完するという意味でも、主に身体の方を対象として設置している。

・委託には民間のどこかの法人事業所が入るとのことか。  
 →社会福祉法人東京都同胞援護会に委託予定である。

## (7) その他

・例年12月の障害者週間に開催していたふくし健康まつりについて、平成29年度は10月に開催されるが、変更の意図は何か。  
 →昨年は本庁舎と南池袋公園でふくし健康まつりを実施したが、トイレの不足等もあり南池袋公園での開催は難しいのではないかというご意見が出た。そこで、ある程度スペースのある建物と公園ということで、池袋西口公園と旧勤労福祉会館での開催となったが、池袋西口公園の改修工事の影響により、10月29日という設定になっている。これはあくまで29年度の暫定的な措置であり、以降は場所と日程も含め再検討予定のため、ご理解いただきたい。

・次回は平成29年6月、午後6時30分～開催する。4月に日程調整予定。

	<p>資料第1号 第3回豊島区障害者地域支援協議会 会議録(案)</p> <p>資料第2号 第4回相談支援部会 会議録(案)</p> <p>資料第3-1号 相談支援部会 事業所向け研修会 報告</p> <p>資料第3-2号 相談支援部会 事業所向け研修会 アンケート結果</p> <p>資料第4号 第4回就労支援部会 会議録(案)</p> <p>資料第5-1号 就労支援部会講演会 報告</p> <p>資料第5-2号 就労支援部会講演会 アンケート結果</p> <p>資料第6号 障害者雇用 企業向け認証制度について(案)</p> <p>資料第7号 平成29年度地域支援協議会 スケジュール</p> <p>資料第8号 「福祉なんでも相談窓口」事業</p> <p>資料第9号 東部・西部障害支援センター 業務の拡大及び一部変更について</p> <p>参考資料 各専門部会検討状況</p>
そ の 他	次回は平成29年6月午後6時30分～開催する。4月に日程調整予定。